

地域における男女共同参画促進を支援するための アドバイザー派遣事業 (東日本大震災対応枠)

- 地方公共団体、地域団体、男女共同参画関連団体が開催する、東日本大震災の被災地域を対象の男女共同参画の視点での地域課題解決を指導・助言するためのセミナー、研修会等に専門家（学識経験者等）を講師として派遣するための、謝金と旅費を内閣府で負担する事業。
- 事業実施主体は、都道府県・政令指定都市・市区町村経由で申請し、内閣府で審査して決定。

＜アドバイザー派遣事業の申請から実施までの流れ＞

意見交換会、勉強会、シンポジウム等の開催を計画

アドバイザーを活用した、地域課題解決のための意見交換会、勉強会、シンポジウム、新たなネットワーク構築のための検討会等の開催を検討します。

アドバイザーの候補者は、各分野について専門的な知識・経験を有する、事業の目的にふさわしい有識者です。

＜東日本大震災枠での事業内容例＞

- ・震災関連のセミナー、シンポジウム等への講演者・パネリストの派遣
- ・相談窓口の相談員に対するアドバイザー派遣
- ・相談業務を行う者への事前研修講師派遣

※東日本大震災対応枠：被災地における配偶者からの暴力被害者支援は実施可能

※東日本大震災対応枠：
1箇所あたりおおむね10回程度まで
(通常枠は1箇所あたり年3回まで)

アドバイザー派遣事業の申請及び決定

地域団体、男女共同参画関連団体は、最寄りの地方公共団体男女共同参画主管部局に、申請してください。なお、市区町村は申請をとりまとめ、都道府県経由で、都道府県・政令指定都市は申請をとりまとめ、内閣府に提出してください。内閣府で審査し、決定いたします。

※東日本大震災対応枠：随時申請が可能。

ただし、事業の実施は、経費の精算手続き等を勘案し、平成24年2月末までを目処。

意見交換会、勉強会、シンポジウム等の開催

地域課題解決のための意見交換会、勉強会、シンポジウム、新たなネットワーク構築のための検討会等をアドバイザーを派遣して開催。

地域の課題解決に当たっての男女共同参画の促進

(内閣府で負担できる経費) ※目安となりますので詳細は個別にお問い合わせ下さい。

- ・講師謝金（定額）
- ・講師旅費（内閣府の既定による）

なお、1か所あたり年3回を限度とします。（東日本大震災関連については、おおむね10回程度まで）